

京都産学公連携機構 平成25年度「文理融合・文系産学連携促進事業」 募 集 要 項

1. 趣 旨

京都地域の経済の活性化を図るためには、文理融合分野及び文系分野の産学公連携の取組を強化することにより、京都の総合力を発揮して、新事業・新産業の創出を図ることが効果的である。そこで、京都産学公連携機構（以下「機構」という）では、文理融合・文系分野において産学公連携により研究を推進するグループに助成金を交付することで、研究活動を支援し、研究開発プロジェクトや事業化へのステップアップを図る。

2. 対象分野

- (1) 文理融合分野 (2) 文系分野

3. 対象事業

中小企業等における新事業、新産業の創出につながる産学公（産学も可）連携による調査・研究

4. 対象者

対象事業に取り組む研究グループのうち、次の要件を満たすもの（過去に機構の助成を受けた研究グループは対象外）

- (1) 新たに発足する研究グループ、または継続的な研究グループであっても新たな事業展開に取り組む研究内容であること（継続的な研究グループについては、従来の取組との違いを申請書に明確に記載すること）
- (2) 新たに発足する研究グループの場合は交付決定後3ヶ月以内に発足すること
- (3) 京都府内が研究活動の拠点であること
- (4) 機構の構成団体の教員・研究者等と京都府内に本社を置く中小企業1社以上が参加すること（申請時点において参加企業は予定でも可）

5. 助成金額

1件につき50～100万円程度（申請額は査定減額されることもあります）
*予算の範囲内で3～5件程度を採択予定

6. 助成期間

原則として、交付決定の日から1年間

7. 対象経費

研究グループが実施する研究活動に必要な経費（対象となる経費は別表参照）

8. 申請手続き

研究グループの代表者が、所属する大学、研究機関、企業を通じて申請（所属機関の産学連携部門・部署等の承認を得て申請すること）

- 【申請書類】 (1) 申請書、(2) 事業計画書（研究テーマ、活動計画、参加メンバー等）、
(3) 収支計画書

9. 申請期間

平成25年6月12日（水）～平成25年7月5日（金）必着

10. 審 査

審査会を設置して決定

*審査に際しては、以下の点を重視します。

- (1) テーマの新規性・独自性、(2) テーマの実現可能性、
- (3) 新事業・新産業創出の期待度、(4) 地域経済活性化への貢献度、
- (5) 活動計画の継続性・発展性

* 書面審査の後、次の日程でヒアリングを行います。ヒアリング対象者には追って詳細をお知らせいたします。7月16日(火) 13時～

* 審査結果は7月中旬頃通知する予定です。

1.1. その他

- (1) 助成決定を受けた後、研究内容の変更または中止する場合は、事前に機構の承認が必要です。内容によっては助成金の返還を求める場合もあります。
- (2) 助成期間終了後に所定の活動報告書(成果報告)、決算報告書及び成果要約(機構ホームページ、パネル展示等の公表用)を提出していただきます。
- (3) 機構が報告会等を開催する場合には、成果発表を行っていただきます。
- (4) 研究グループへの中小企業の参画については、希望により機構が協力して参加募集等を行います。

【申請先・問合せ】 京都産学公連携機構事務局 (担当:池山、平野)
〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル6階
京都産業育成コンソーシアム内
TEL(075)229-6455 FAX(075)211-1881
E-mail: sangakukou@kyo.or.jp URL: http://www.kyo.or.jp/sangakukou/

(別表) 本助成金の対象経費

通信運搬費	郵送料等
旅費交通費	情報収集・各種調査及び会議・打ち合わせ等に参加するための交通費
謝金	指導・助言・協力等を依頼した専門家等に対する謝金(共同研究者は対象外)
賃金	資料整理、集計作業等の補助作業員への人件費(経常的な人件費は対象外)
会議費	会議室料等(弁当等の飲食は対象外)
印刷製本費	パンフレット・チラシ、事業報告書等の印刷に係る経費
資料費	図書・資料購入等に係る経費(辞書、便覧、定期刊行物等のような汎用性の高いものは対象外)
備品購入費	研究活動に必要と認められる備品の購入に係る経費(パソコン、プリンタ等のような汎用性が高いものは対象外。また、5万円以上のものを購入する際は事前に事務局の承認が必要)
消耗品費	文房具、実験用試料、原材料購入等に係る経費
委託費	調査、実験、試作、デザイン等の外部委託に係る経費
その他	通訳・翻訳料、リース・レンタル料(事業実施期間中に限る)、展示会等出展費等

*会計処理については、研究グループ代表者の所属機関の取扱に準じてください。

*疑義がある場合は事務局までご確認ください。